

子どもの就学のあれこれ ママトーク



1

就学に向けての話し合いで良かったことは何ですか。

夫も自分と同じように情報収集して、子どものことを一緒に真剣に考えられたこと。

(自閉症+知的障害がある子のママ)

特別支援学校の先生と個別で面談し、地域の小学校への就学について迷っていることや不安に感じていることなどを具体的に相談することができました。また、特別支援学校のメリットをわかりやすく説明していただき、不安が軽減しました。

(肢体不自由がある子のママ)

地域の小学校の教頭先生との話し合いで、「特別支援学級と通常の学級で差別が生まれないよう、どのような取り組みをしているのか」「遠足や運動会はどのように行っているのか」など、入学後のことを色々聞いたことが良かったです。

(境界知能にある子のママ)

2

就学に向けて大変・困難だったことは何ですか。

周りに特別支援学校の情報を聞ける先輩保護者がいなかったこと。特別支援学校、特別支援学級を希望する保護者がどのように就学準備、学校見学などをしたのかなど実際の保護者の声を聞くことができたなら少し楽だったのかもしれません。

(自閉症+知的障害がある子のママ)

相談した際、地域の学校に入るの難しいと言われました。少しでも当事者家族に寄り添う姿勢が欲しかったです。

(肢体不自由がある子のママ)

特別支援学校就学後の保護者による付添いの具体的な動きがわからなかったこと。

(医療的ケアがある子のママ)

就学に関する具体的アドバイスを求め、自分で関係各所に問い合わせし情報収集を行いました。就学を希望している学校に通っている保護者から話が聞ける機会があればよかったと思いました。

(肢体不自由がある子のママ)

放課後等デイサービスなどの放課後の居場所の確保が大変でした。

(知的障害がある子のママ)

就学先のことで家族間で意見が分かれました。最終的に、教育委員会からの結果通知に従うことで折り合いをつけました。

(知的障害がある子のママ)

基本的に子どものことや保護者の意見は在籍園を通して伝えるため、直接教育委員会に意見が言えないと感じました。

(境界知能にある子のママ)

在籍園の先生が保護者へ教育委員会からの就学先についての結果を伝える際、十分な配慮が無いと感じました。伝えられた結果理由は想像以上に簡素でした。もう少し具体的理由を提示して頂けたらよいと思いました。

(知的障害がある子のママ)

3

学校見学・相談に行った感想を教えてください。

地域の小学校の教頭先生・特別支援学級の先生・特別支援教育コーディネーターに小学校に入ってからのことをいろいろ相談できたので不安な気持ちが解消されました。子どもは初めて入る校舎に、うれしくてはしゃいでいました。小学校入学を楽しみにしている様子が見れて良かったです。

(境界知能にある子のママ)

特別支援学校の先生は知識も豊富で、1つの質問に10答えてくれました。具体的で分かりやすく説明してもらい、不安が和らぎました。

(自閉症+知的障害がある子のママ)

特別支援学校では、想像していたよりもかなり手厚く対応してもらえることを知り、とても安心しました。何より子ども達も先生も凄く楽しそうな雰囲気だったのが嬉しかったです。

(医療的ケアがある子のママ)

地域の小学校に見学・相談に行く前は学校側から厳しい意見を言われるのではないかと不安でした。実際は、先生の対応も良く、不安よりも「入学するのが楽しみ！」と思えるようになりました。子どもは見学中、楽しく過ごせていました。

(知的障害がある子のママ)

地域の学校にはエレベーターもなく、バリアフリーにもなっていなかったもので、「大変だな」と感じました。

(肢体不自由がある子のママ)

特別支援学校は想像以上に元気で明るい場所でした。個別支援もしっかりしていて、子ども達はいきいきとしていました。多人数の集団が苦手なため、少人数の落ち着いた環境で学習できる方が子どもにとって良いと感じました。

(肢体不自由がある子のママ)

4

就学後の子どもの様子や感想など教えてください。

特別支援学校での保護者の付き添い時間が長く感じますが、付き添いをする事で学校での様子がよくわかります。子どもはどの授業もとても楽しそうにしている、毎日クラスのお友達と会えるのも嬉しそうです。先生達とも親しくなれるので良かったです。

(医療的ケアがある子のママ)

特別支援学校の先生達が子どもの成長に合わせて、毎日いろいろなことを取り入れてくれています。車椅子に乗れるようになったり、歩けるようになったりしました。他にも、熱心に繰り返し教えてくれたお陰で、たくさんできることが増えました。

(重度心身障害がある子のママ)

思っていた以上に学校生活を楽しめています。先生は、めいっぱい子どものことを考えて対応してくださっています。

(知的障害がある子のママ)

特別支援学校の先生達の対応はとても温かく丁寧で、安心して学校へ通学することができています。連絡帳や口頭で情景をわかりやすく連絡してくれるため、子どもの頑張りが伝わってきます。本人もたくさんの先生に褒められて、学習面、運動面、社会面ともに想像以上の成長を遂げています。希望すると地域の学校との交流（居住地校交流）を実施していただけます。子どもが通っていた地域の園の子ども達が覚えてくれていたり、新しく出会った地域の子どものみが街で声をかけてくれたりするのが嬉しいです。

(肢体不自由がある子のママ)

特別支援学校主催の卒業後の進路情報会で一般就労、就労継続支援A型・B型それぞれの就労された子を持つ保護者から話を聞けたり、在校生・卒業生の保護者で情報交換ができたりする機会があることがとても良いです。

(自閉症+知的障害がある子のママ)

5

これから就学先を考える保護者へのメッセージ

医療的ケアが必要な子どもの保護者は、就学後、学校職員が子どもの医療的ケアを安全に実施するための体制が整うまで付添いを求められますが、子どもの学校での姿が直接見られたり、普段の学校の様子を直接感じられるので、付き添い時間は楽しい時間でもあることはお伝えしたいです。

(医療的ケアがある子のママ)

特別支援学校の説明会では些細なことでも気になることは確認しておくといいです。放課後等デイサービスは事業所によって雰囲気や活動内容が異なるので実際に見学しに行くことが一番大切です。

(重度心身障害がある子のママ)

在籍園や主治医には就学先の希望を明確に伝えるとよいと思います。放課後等デイサービスの事業所はたくさん見学しておきましょう。

(知的障害がある子のママ)

小学校へ行くのが目的ではなくその先を見据えて考える。親の希望ではなく、本人に適した環境がどこであるのかを考える。義務教育の9年で何を身に付けるべきか。普通にこだわらない。

(知的障害がある子のママ)

待っていても情報が入ってくるわけではないので、自分からいろんな人に何でも質問してみるのが大切です。

(肢体不自由な子のママ)

すごく迷って、悩んで結論を出されることと思います。子どもがより笑顔になれる場所はどこだろうと考えていくと、おのずと答えが出てくるかもしれませんよ。

(知的障害がある子のママ)

放課後等デイサービスや日中一時支援など使えるサービスはなんでも活用した方がいいと思います！

(肢体不自由な子のママ)

アドバイスはいろいろあると思いますが、最終的に決めるのは自分たち親子。子どもの特性を一番知っている保護者が一番子どもが子どもらしく過ごせる場所を探してほしい。

(肢体不自由がある子のママ)

どんな細かいことでも幼い頃のことでも子どもの情報や病歴は相談会や面談等では全部伝えるようにしましょう。

(心臓病がある子のママ)

成長と共に悩みや学校のクラスの状況は変わると思うので、遠い未来のことではなく、まずは入学1~2年後くらいのことを見越して、就学先を考えてもよいのではないかと思います。

(発達障害がある子のママ)

入学してからでも通級指導教室を利用したり、特別支援学級に移ったりするなど、多様な学びの場があります。教育センター、学校のスクールソーシャルワーカーなど様々な人たちが助けてくれます。1人で悩んだりせず、利用できるものは、どんどん活用してください。

(情緒障害がある子のママ)

インターネットなどの口コミを信じすぎるのは危険なので、参考程度に聞くとよいかもしれません。人によってあらゆることの見方は違うし変わります。

(発達障害がある子のママ)



自立活動とは

一人ひとりの子どもが自立をめざし、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動です。自立活動の指導は、一人ひとりに対して作成される個別の指導計画に基づいて、学習上の特性などを踏まえながら指導が進められます。知的障害のある子どもに限らず、どの障害種においても指導が必要とされています。

自立活動の内容

自立活動の内容は、下記の6区分27項目に分類されています。その中から、子どもに必要な内容を選び、関連づけた上で自立活動の指導内容を設定しています。

1. 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。	2. 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3. 人間関係の形成 (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。	4. 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5. 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	6. コミュニケーション (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

ここでの「自立」とは、子どもがそれぞれの障害の状態や発達段階に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味しています。



「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」って何？



子どもの実態に応じ、日常生活や学習活動などの諸活動において、その障害によって生じる**つまずきや困難を軽減しよう**したり、また、**障害があることを受容**したり、**つまずきや困難の解消のために努めたり**することです。例えば、状況の変化への適切な対応の習得、コミュニケーション能力の向上・情緒の安定、心理的不適応への改善などです。

参照：特別支援学校（小学部・中学部）学習指導要領 / 学習指導要領解説 特別支援学校 自立活動編

各教科等を合わせた指導とは

知的障害のある子どもに対して効果的な指導を進めるため、各教科・領域などを分けず、これらの一部又は全部を合わせて指導する形態のことです。子ども一人ひとりの知的障害の状態や経験などに応じて、具体的に指導内容が設定されています。



日常生活の指導

子どもが毎日の生活で繰り返す様々な活動を、日常の生活の流れにそって働きかけることで、日常の生活が充実し高まることを意図しています。また、子ども自身が一日の生活に見通しをもって日常生活を自立的・発展的に行うための意欲や態度を育てます。主な内容は、例えば衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容となります。日常生活に密接に関係した内容であるので、家庭と連携し、家庭と学校が一貫した取り組みを進めていくことが大切になります。

遊びの指導

遊びを学習活動の中心に据えて子どもの発達を促していくものです。子どもが比較的自由に取り組むもの（例えば、校庭を遊びの場として、子どもの興味によってブランコに乗ったり、砂場で砂遊びをしたりする自由な遊び）から、題材や集団構成などに一定の条件（例えば、砂や水、積み木やボールなどを使うなど）を設定し、課題にそって取り組む遊びなどががあります。これらを連続的に設定し、子どもが自立する上で必要な感覚・運動機能、社会性、道徳心などを育みます。

生活単元学習

子どもが生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するものとなります。1つの単元が、数日で終わる場合もあれば、1学期間、あるいは1年間続く場合もあります。子どもの発達段階や、興味・関心に合わせながら、生活の力を高める活動を行います。（例えば、季節に応じて野菜や花を栽培を行う・調理を行うなど。）

作業学習（主に中学校）

作業学習は、作業活動を学習の中心にしながら子どもの働く意欲を培い、将来の職業、生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。単に職業・家庭科の内容だけでなく、各教科等の広範囲の内容が扱われます。取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。

引用：特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部） から一部抜粋

交流及び共同学習とは

交流及び共同学習とは、障害のある子どもと障害のない子どもとが触れ合い、共に活動するものです。特別支援学級に在籍する子どもが交流学級（通常の学級）で特定の教科を学習したり、朝の会や給食、帰りの会、あるいは学年や学校行事を交流学級の子ども達と一緒にしたりします。一人ひとりの障害の状況や発達の段階に配慮しながら、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を味わい、子どもの過重な負担にならないよう、状況に即して柔軟に行われます。特別支援学校に在籍する子どもは、特別支援学校と近隣の小学校や子どもの居住する地域の小学校において、学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習を行っています。（学校間交流・居住地校交流）



交流及び共同学習（特別支援学級）

交流学級（通常の学級）では基本的に交流学級の先生のみで、個別の付き添いやサポートを行う先生がいない場合が多いです。その子どもなりの目当てをもって、一人で参加できることが大事です。

学校間交流

近隣の小学校の3年生が特別支援学校に来校し、小学部の子ども達と一緒にボッチャをしました。学校間交流は年一回実施しています。（富山総合支援学校）

近隣の小学校とオンラインでお互いの学校紹介を行ったり、クイズなどをして楽しんだりしました。図工の時間に制作した作品をお互いの学校で交換・展示して作品交流を行ったりしました。（高志支援学校）

総合的な学習の時間の学習活動として、特別支援学校の子ども達との集会で、自己紹介カードを作って紹介したり、ゲームをしたりしました。事前にどのようにしたら特別支援学校のお友達に楽しんでもらえるのかをみんなで意見を出し合って決めています。（地域の小学校）

居住地校交流（希望者が対象）

通常の学級が良いか特別支援学級が良いかは、本人や保護者のニーズに合わせて決定します。特別支援学校の教員の付添いがあり、サポートが必要な場合に手助けをしています。送迎は保護者が行い、居住地校交流の間、見守っていただいています。（富山総合支援学校）

音楽や学級活動等に参加して共に学んでいます。教員が居住地校交流に付き添います。送迎は保護者が行います。（高志支援学校）

個別の教育支援計画と個別の指導計画とは

障害特性や状態などに合わせて、スモールステップで本人のできることを増やしていけるように支援するため、特別支援学校・特別支援学級・通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する子どもを対象に、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を各学校で作成しています。作成後も指導や支援の実施状況とともに定期的に記載事項の見直しを行い、必要に応じて加筆・修正し内容を更新していきます。

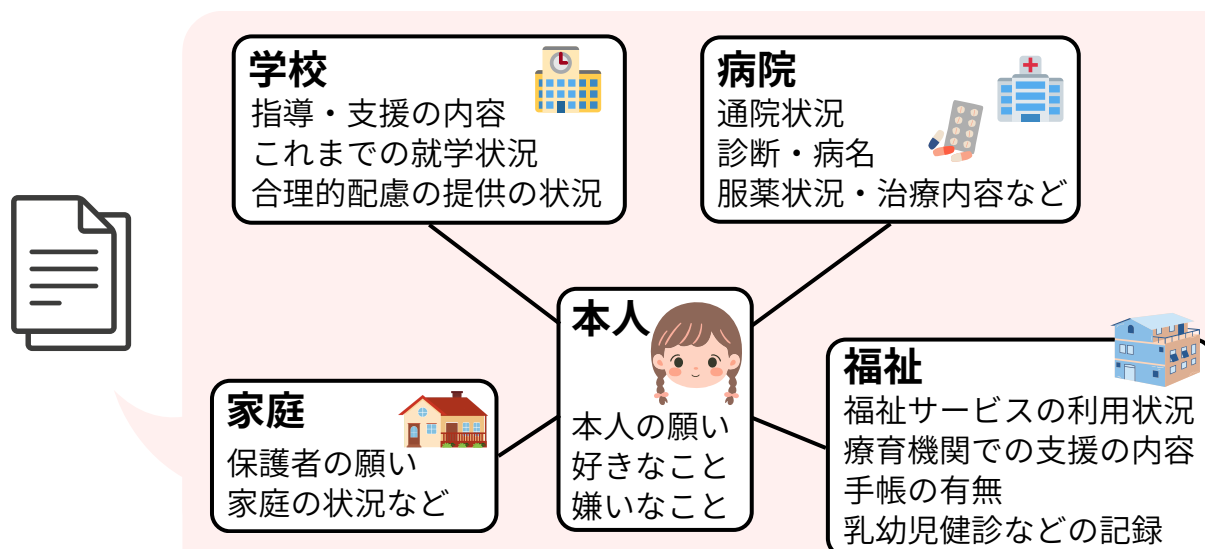
個別の教育支援計画

個別の教育支援計画とは、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて医療、保健、福祉、教育、労働などの各機関が連携して効果的に支援するための計画です。保護者や本人の願い、障害による困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、児童に関する事項について、本人・保護者も含めた関係者で情報共有するためのツールです。



支援をつなぐ 笑顔をつなぐ 個別の
教育支援計画を作成・活用しましょう

個別の教育支援計画（例）



「個別の教育支援計画」はコピーをして、大切に綴っておきましょう。関係機関の利用などで活用できるほか、子どもの成長記録として活用できます。

個別の指導計画

学校全体で適切な指導・支援を行うためのものです。一人ひとりの指導目標や指導内容、指導方法を明確に記したものになります。学期、学年ごとに作成され、それに基づいた指導が行われます。



POINT これらの計画は、進級や進学、転学などにより、学校や担当者が替わっても引き続き適切な教育が行われるように本人や保護者の同意を得た上で関係者間で引継ぎされています。

サポートシートについて

保育園などから小学校へ進学すると、子どものそれまでの生活環境がガラリと変わります。「学校生活に順応し、楽しく過ごして行けるかな」といった不安や心配を抱えている保護者の方もいるのではないのでしょうか。学校生活がスムーズにスタートできるよう、子どもの普段の様子や関わり方を伝え、情報を共有するツールとして「サポートシート」を作成するものの一つの方法です。「サポートシート」を新たな環境で新しく出会う先生・学童あるいは放課後等デイサービス等のスタッフにお渡しすることで、スムーズな支援につながりやすくなります。

子どもの得意なことや苦手なことを先生に理解して欲しいな。

困り事への対処法やサポート方法をお伝えしたいなあ。



お友達と一緒に仲良く遊んだりできるか心配だなあ。

手先が不器用で、文字を書くことが苦手だけど、配慮してくれるのかなあ。

サポートシートを作ってみよう！

目的：支援内容などの情報共有と相互理解

1. 子ども・家族の願いを伝えるもの。
2. 子どもに関するさまざまな情報（特徴、接し方、対処方法など）を知ってもらうためのもの。

メリット

サポートシートを子どもに関わる人達に渡すことで、それぞれの機関で情報を共有でき、同じ方針、同じ方法で子どもに関わることができるようになります。子どもに関する情報を引き継いでいくことは、新しい環境で子どもが安心して楽しく過ごすためにとても役立ちます。

サポートシートは、先生・支援者に支援内容を要望するものではなく、これまでの「支援」を伝えるためのものです。新しい先生・支援者が、子どもの理解を深めることにより、どんな支援が必要かを具体的に考えていく際のヒントとなります。



POINT

サポートシートは、できるだけ簡潔にまとめましょう。(A4用紙1枚程度)

- ・特に伝えたいもの・伝える必要があるものに絞りましょう。
- ・「○○であれば△△できます」という書き方をしましょう
- ・診断書や意見書、検査結果等のコピーと一緒に渡すのも良いでしょう。



事前に情報を共有することで支援がしやすくなります



- ・支援を要する項目について明確にしてみましょう。
- ・困った問題や行動が起きるのを予防する対処法及び困った問題や行動が起こった後の有効な対処法を具体的にお伝えしましょう。

支援を必要とする項目	本人の様子（障害・行動・特性など）（参考）
健康面	睡眠・栄養・生活リズムに関すること、発作の有無など
視覚・聴覚	視力、色覚、聴力、補聴器など、視覚や聴覚に関すること
移動	教室・各種施設などの指定された場所へ、指定された時間に自分で行くことが可能か、どのような支援がいるか。歩行の状況（階段昇降、坂道など）
運動面	（粗大・微細）運動発達、作業能力、体力など
身辺自立	・排泄（排便・排尿の状況、排便後の処理など） ・食事（好き嫌い、食物アレルギー、食事上の配慮など） ・衣服脱着（着る、脱ぐなど）
多動性・衝動性	大きな事故につながるような危険行為（高い所に登る・飛び出すなど）があるケガをすることが多い、順番を待つことが苦手 学習の際、椅子に座ってられないなど
感覚過敏	視覚・聴覚・触覚・嗅覚などに関する感覚過敏がある
パニック	パニックの有無（初めての場面では配慮が必要かなど）
こだわり	こだわりの有無
計画性	見通し、計画性など
学習	読む、書く、聞く、話す、計算する、推論するなど（得意科目・不得意科目）
指示理解	人の話や指示を聞いて理解することはどれくらいできるのかなど
対人関係	・友達とのコミュニケーションの取り方 ・交友関係の経験（トラブルなども含めて）
意思表示・意思伝達	わからないとき、困ったとき、疲れたときの意思表示の有無、方法など（意思伝達）言葉、身振り、サイン、絵・文字カード使用など
集団参加	教室でのきまりを守るか、集団行動への参加、ルール理解など（校外学習や学校行事など）
他害	他害・かむ・物を投げるなどの行動の有無
継続して欲しい支援	現在うまくいっている支援で、引き続き行ってほしいこと

※上記に記載した項目が全てではありません。子どもの障害や特性によって支援を必要とする内容は異なります。**支援者側と保護者間で共通理解したい優先度の高いものを明確にし、具体的に伝えられるように記載することが最も重要です。**

SAMPLE



本人の写真

サポートシートを作成するのは保護者となります。サポートシートに決まった様式は無く、子どもに合わせ、いろいろな書き方ができます。Kanon.では作成の足掛かりとなるような様式を作り、作成例や作成のためのヒント等を掲載してみました。以下を参考にしながら、子どものことを伝えるコミュニケーションツールのひとつとして、オリジナルのものを作ってみてくださいね。



プロフィール

本人の状況を具体的に書くとよいでしょう。

例)自閉スペクトラム障害（軽度）と診断されています。2歳時では2語文がみられず、3歳時に視線の合いにくさや、やり取りの難しさから療育センターを受診し、感情を理解する事の苦手さや発達面の凸凹について指摘を受け、年中より児童発達支援を利用しています。しかし、保育園の中では、先生のことを良く聞けたりこうさんな子です。ただ、困ったことや不安な事があってもそれをうまく伝えることができなかったり、こだわりの強い部分が目に見えない部分を想像することが苦手だったりして、生きづらいことがあります。それが周りにはわかりにくいので、注意して見ていただきたいです。

好きなこと・得意なこと

本人の得意なこと（たとえば、課題に最後まで取り組む。ルールを守ることを優先するなど。特性から来るものでも）好きなキャラクターやグッズなど、先生が子どもとコミュニケーションを取る助けになるようなことを書くのも良いかもしれません。

嫌いなこと・苦手なこと

本人の嫌い/苦手な音・場所・物・感覚などを具体的に記載しましょう。対応策があれば役立ちます。

伝えておきたいこと

学校生活での保護者の願い・期待など、何よりも優先してほしい配慮について記載するのが良いでしょう。本人が安全に過ごすために、最低限これについては注意してほしいということを書いてみましょう。

作成日： 令和 年 月 日

本人の写真

本人の情報

ふりがな

名前

年齢

性別

歳

男 ・ 女

心理検査結果等

プロフィール

好きなこと・得意なこと

嫌いなこと・苦手なこと

伝えておきたいこと

【個人情報の保護について】子どもの個人情報が多く含まれていますので、慎重に取り扱ってください。
保護者の承諾なしに、コピーをしたり、第三者に情報を提供することが無いようにお願いします。



「就学相談」について



子どもの小学校就学にあたり、心身の発達に不安や悩みがある、日常生活や学習活動などの場面において「特別な配慮や支援が必要なのでは…」と心配されている保護者の方に対し、富山市では「さわやか相談会（就学相談会）」を実施しています。子どもの可能性を最大限に伸ばすために、どのような教育環境、教育内容や支援などが必要か、よりよい学びの場はどこかを保護者の思いや願いに寄り添いながら、一緒に考えていく相談の場となります。この相談会は、就学先を決定するための相談ではなく、家庭や関係機関と連携し、継続的な支援へつなげることを目指しています。あくまで「相談」がメインのため、その場で結論が出されることはありません。

就学相談会で相談できること

障害や何らかの疾患がある、気になる様子や行動がみられるなど、子どもの就学について、「学校での過ごし方に関すること」「学習に関すること」「身体に関すること」「行動特性に関すること」などを踏まえて学校ではどのような支援や配慮が受けられるのか、学校を選ぶときに気を付けることなどが相談できます。ひとりで悩まず気軽に相談してみましょう。

子どもの就学について心配なことはありませんか？

就学先のことで
不安や迷いがある



特別支援学級
について詳しく
知りたい



子どもにとって
適切な就学先を
相談したい

就学の流れに
ついて詳しく
知りたい

「さわやか相談会」のリーフレットは富山市学校教育課のホームページに掲載されています。「富山市 さわやか相談会」で検索してください。

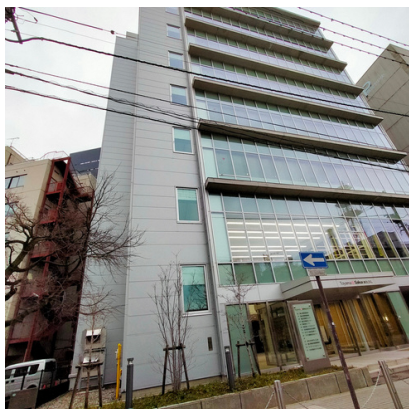
富山市教育委員会 学校教育課 ☎ 076-443-2135



学校教育課HP



● さわやか相談会（就学相談会）



相談会場① Toyama Sakuraビル
大会議室（5F）
富山県富山市新桜町6番15号



相談会場② 婦中ふれあい館
大研修室（2F）
富山市婦中町砂子田1-1

富山市では、毎年5月から翌年1月まで、子どもにとって適した学びの場や就学の流れ等についての情報提供や相談の場を設けています。児童発達支援センター・保育所（園）・幼稚園・特別支援学校・教育事務所・県総合教育センター・富山市教育委員会などの職員がこれまでの成長の様子、集団生活や家庭での様子、就学先についての希望、診断などについてお聞きしながら相談に応じています。（約45～50分程度）

◎ お申込の流れ

- ① 電話にて、「さわやか相談会に申し込みたい」と伝えましょう。
富山市教育委員会学校教育課 ☎ 076-443-2135
★相談日の1週間前までにお電話ください。
- ② 希望の日時と相談内容等について伝えましょう。
- ③ 申し込み完了です。決定した相談の日時に、相談会場へ子どもと一緒にいきましょう。

就学相談を受ける前に、相談したいことや質問したいことをあらかじめ整理し、メモにまとめておくとうれしいと思います。明確に子どもの状態をお伝えすることができますし、聞き忘れの防止にもなると思います。（就学済みのママ）



子どもの発達に関する相談は「**教育相談**」となります。臨床心理士・指導主事・教育相談員が相談に応えます。（来所・電話）
富山市教育センター ☎ 076-431-4434
相談時間 8:30～17:00（土・日・祝日休み）

友達と関わるのが苦手...

- ・ 衝動的な行動をする
- ・ 友達とのトラブルが多い
- ・ こだわりや思い込みが強い
- ・ 場の空気や雰囲気をつかめない
- ・ 一方的に話すことが多いなど



身体に関して心配がある...

- ・ 視覚や聴覚に問題がある
- ・ 日常生活動作などの発達が遅れている
- ・ 日常的な医療的ケアを必要としている
- ・ 慢性的の病気があり、病院通いをしている
- ・ 車いすや装具を使用しているなど

学習について心配がある...

- ・ 読む、書く、計算するなどに困難さがある
- ・ 理解力が遅れているような気がする
- ・ 学習に集中できない
- ・ 覚えるのに時間がかかるなど



気になる様子や特性がある...

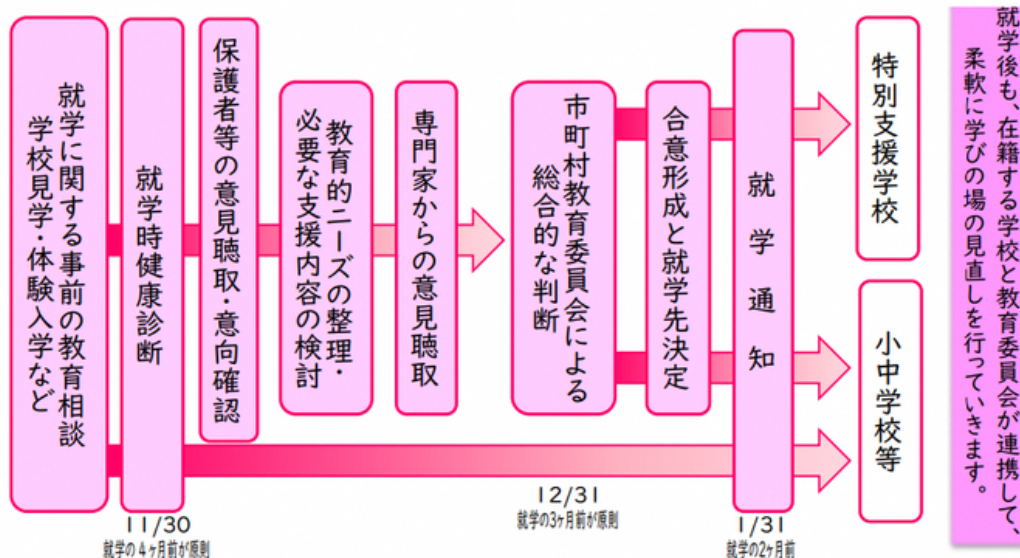
- ・ 落ち着きがない
- ・ 指示に従う、順番を守ることが苦手
- ・ 人混み、大きな音、光などの刺激が苦手
- ・ 急な予定変更があるとパニックになるなど

就学の流れ

就学に関して子どもの成長や発達について気になることがあるときは、まずは、集団生活の様子をよく知っている在籍園の先生から日常の様子を聞いたり、アドバイスをもらったりしましょう。また、主治医に相談したり、療育に通われている方は、児童発達支援員などに相談したりするのも良いでしょう。どのような環境で学習するのでよいかを考え、就学への準備を進めていきましょう。

就学先決定までの流れ

保護者の意見を聞き、子供の教育的ニーズを踏まえた上で、教育学・医学・心理学等の専門家からの意見を参考にして、市町村教育委員会が総合的に判断をします。



引用文献：富山県教育委員会「一人一人の教育的ニーズに応える 連続性のある多様な学びの場ガイド」令和4年2月

地域の小学校

学校見学・面談【5月～10月ごろ】

実際に小学校に行き、授業の様子の見学、教頭先生・特別支援教育コーディネーターなどとの面談を行いましょう。（夏休みに入る前までに見学されることを勧めます。）小学校への見学や面談は在籍園を通して申し込みます。
※特別支援学校への就学を希望する場合でも、地域の小学校で面談及び支援学級などを見学を行うのが良いでしょう。

特別支援学校

学校見学・体験会【5月～9月ごろ】

4月下旬頃から在籍する園や関係施設などに支援学校から見学会や体験会のお知らせが届きます。希望する場合は、在籍園を通して申し込みます。

就学相談【10月～11月ごろ】

特別支援学校への就学を希望している子どもとその保護者は、就学に向けての個別相談を受ける必要があります。

発達検査・心理検査・ 医師の診断など

【4月～10月ごろ】

特別支援学級・学校への就学をお考えの方は、まず主治医もしくは検査を行っている関係機関に相談しましょう。検査の予約は大変混みあうため、夏頃までに相談しておくとう安心です。



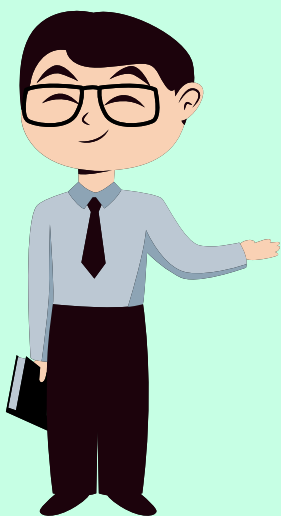
障害など	特別支援学級・学校への就学に必要な書類等
知的障害	発達検査・心理検査結果又は療育手帳
自閉症・情緒障害	医師の診断（自閉症、ADHDなど情緒的な課題があると分かる）と発達検査の結果
肢体不自由	身体障害者手帳又は医師の診断
病弱	医師の診断
視覚・聴覚	医師の診断又は身体障害者手帳

就学時健康診断

学校保健安全法第11条の規定に基づき、翌年の4月に小学校（義務教育学校の前期課程・特別支援学校の小学部を含む）就学予定者に対して実施しています。子どもの心身の状況を把握し、疾病などの疑いがある場合は早期の受診を勧め、その他必要な助言を行います。原則、住所別に定めた通学区域の指定校での受診となります。**当日、子どもと保護者は別行動となります。**子どもが不安にならないためにも、保護者が事前にどんな検査があるのか把握し、子どもに説明しておくことで安心です。子どもの心身に障害があり就学時健康診断において配慮が必要な方や、不安がある方は、まず指定された小学校の教頭先生にご連絡・相談ください。



～ 小学校の先生より、就学時健康診断を受ける保護者の方へ ～



子どもと一緒に就学時健康診断を受けに行くだけでも不安な方も多いのではないかと思います。突然行って、「子どもも初めての場所にパニック！健診の待ち時間も長くて大変～！」となるより、事前に学校に電話をして教頭先生に子どもの特徴・特性などの情報を共有していただくとスムーズに対応ができる場合があります。

学校の先生達は、学校が子どもにとってつらい場所ではなく、「楽しい場所だよ！」と感じてもらいたいと思っています。しかし、急だと先生の人数が限られているため、その子どもに対応することができない場合もあります。まずはお電話にて、事前に就学予定先の小学校にご連絡・ご相談いただけたらと思います。

保護者'S VOICE

事前に就学予定先の教頭先生に親の不安な気持ちをお伝えすると、「先生が廊下に立って見守っていますし、何かあったら親御さんをお呼びしますから大丈夫ですよ。」と言ってくれました。親子別行動で不安でしたが、呼び出しされることなく、無事終了しました。



就学時健康診断の通知が届いてすぐに学校に相談しました。障害の程度や、長い時間待つことは難しいことなどをお伝えすると、親子で一緒に回れるよう配慮していただきました。当日、眼科や内科などの診察は一番最初に受診させていただきました。簡単なテストみたいな検査のみ親は教室の外で待機となりますが、大きなトラブルもなく、全ての検査をスムーズに終了することができました。

これから就学に向けて動かれる保護者へ 先輩保護者からのメッセージ



年長になったら、動けるうちに動いてください。1人の意見じゃなくてたくさんの意見を聞いてください。大丈夫です。なんとかなります！

まずは親御さんのご希望をしっかりと学校に伝えてみてください。私は、自分の希望や思いを誰にも言えずに終わってしまいました。最終的にどの学校に通うかは、長い時間をかけて悩むと思いますが、最初はいろんな制約は一旦忘れて、希望を言えるといいなと思います。



就学に向けて、子ども自身もですが、保護者も新しい環境に移るための準備で精神的にも肉体的にも負担が大きくなります。無理しないように休める時は休んで、なるべくゆったりしたスケジュールで動かれるとよいかなと思います。

特に就学については、迷ったり悩んだりすることもあるかもしれません。いろいろな情報やご意見・アドバイスなどを参考に、子ども・ご家族とよく話し合われて、就学希望先を決定されればと思います。そして、それによって導き出された答えが最適解だと考えています。



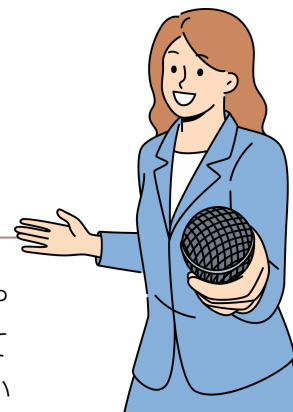
「百聞は一見に如かず」です。見学前のイメージと実際に学校を見学したあとのイメージが変わる場合もあります。先生方は質問に丁寧に答えてくれます。最初は不安でしたが、見学を何回かさせて頂き、就学後の具体的なイメージを持つことができました。少しでも可能性がありそうなところは、見学しに行きましょう！

夫婦間で考え方が合わず、衝突することもあると思います。一方的に意見を押し付けたりせず、お互いの気持ちを伝え合うことが大切だと思います。まずは、夫婦で就学相談や学校見学に行ってみてください。学校見学時に子どもの表情を観察してみるもの良いかもしれません。



就学相談・心理検査・学校見学・放課後等デイサービスへの見学などで会社を休む機会が想像以上に多いと感じます。夫婦で分担できるところは分担しながら進めて行きましょう。

就学相談Q&A



これから子どもの就学先を考えていくうえで、少なからず不安や疑問を感じることもあるかもしれません。保護者が見通しをもって就学先を考えていけるように、富山市教育委員会に29の質問を行いました。

01 通常の学級に入りたい場合、就学までにどのようなことができているといいでしょうか。

トイレで排泄や手洗い、歯磨き、衣服の脱着、持ち物の整理整頓など、集団生活の中で自分のことは自分でできるようになっているとよいです。また、平仮名を読む、数を数える、鉛筆を持って文字が書けるなど、小学校での学習の準備もできているとよいです。

02 通常の学級に就学後、途中から通級指導教室に通うことはできますか。

子どもの「障害の状態や教育上必要な支援等に応じた適切な教育の場が選択されることが大切」ですので、通級による指導が適切であると判断されれば途中からでも開始することは可能です。

03 通常の学級に就学後、途中から特別支援学級に通うことはできますか。

学校とご相談ください。その子どもの障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域や学校における教育の体制整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見等から総合的に判断し、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認められた子どもが特別支援学級で学ぶことができます。

04 就学前に就学指定校の特別支援学級の授業を見学することは可能でしょうか。また、実際に体験授業を受けることも可能でしょうか。

就学前に学校を見学したり相談したりすることができます。在籍園を通して学校へ事前に連絡し、見学・相談の日程や時間、目的などを伝えてください。体験入学についても実施可能かどうかを学校へ問い合わせてください。プライバシーや安全上の配慮等学校の事情から、授業中の見学や体験が制限される可能性もあります。学校と相談して決定してください。

05 就学前、いつ頃から「通級による指導」の利用について相談できますか。

明確には定められておりませんが、希望する場合は早くから学校へ伝え、相談することを勧めます。

06 「通級による指導」を希望すれば利用できますか。

「通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする」子どもが対象です。知的障害のある子どもは通級による指導の対象になっていません

07 「通級による指導」を利用すると通常の学級での授業を抜けると聞きました。抜けた分の学習はどうなるのですか。

その部分の学習を家庭で行うことができるよう宿題や課題を出したり、必要があれば、放課後などに補充的な指導を行ったりすることなどが考えられます。そのためにも、通級による指導を受けている時間の授業では、前時の復習を多く取り入れたり、家庭学習で補いやすい内容を学習したりするなどの工夫や調整が必要です。

08 「通級による指導」で学習の補充はしてもらえますか？

障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができますが、その場合はあくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われることが必要です。単なる各教科の遅れを補充するための指導とならないようにしなければなりません。

09 「通級による指導」を利用するため、通常の授業を抜けることで子どもが周りの児童にからかわれたりしないでしょうか。

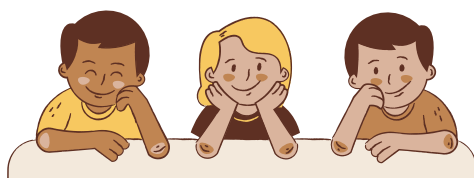
通級による指導の対象の子どもの障害の状態や行動の理解の方法、望ましい接し方などについて、継続的に理解啓発を図ることが必要でしょう。通常の学級の子どもに対しても、学校全体の教育活動を通して理解啓発を進める必要があります。

10 「通級による指導」に通える期間は決められていますか。

通級による指導は、子どもの教育的ニーズに合わせて行うため、受けられる期間に明確な制限はありません。

11 就学予定の小学校に「通級による指導」の場がありません。新設していただく相談はできるのでしょうか。

通級指導教室の開設を希望する場合、早めに学校にご相談ください。（必ずしも開設されるわけではありません。）



12 「通級による指導」の利用頻度はどのように設定されるのでしょうか。

子どもの障害の特性や通級による指導を受ける子どもの人数、学校の教育課程等を考慮し決定することになります。

13 特別支援学級に入級したいのですが、希望すれば入れますか？

本冊子P17に入級基準が示されておりますので、ご参照ください。

14 特別支援学級から通常の学級への転籍や特別支援学校に転校することはできますか。

就学時に、学校や学びの場が固定されてしまうわけではありません。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子どもの育ちを見通しながら、学びの場を見直しできるようにしています。そのためには、子ども一人ひとりの発達程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学について合意形成を図ります。

15 診断は「疑い」でも入級は可能ですか。

本人の障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から決定することとなります。診断の疑いで入級できるかどうかは本人の状態によって異なります。

16 現在、「保育所等訪問支援」を利用しています。就学先の小学校でも引き続き受け入れ可能でしょうか。

学校によって事情が異なるため、一様に可能とは言えません。受け入れ先の学校に連絡し、ご相談ください。

17 担任の先生以外に、子どもをサポートをしてくださるスタッフはいますか。

スクールカウンセラーやスクールサポーターなどの職員がおります。

18 就学予定先の学校に希望する障害種の学級が無い場合、新規開設は可能でしょうか。

特別支援学級の開設を希望する場合は就学指定校へ早めにご相談ください。

19 発達検査・心理検査はどのような場合、受けた方が良いでしょうか。

特別支援学校や特別支援学級において教育を受けることが適当であるかどうかを判断する場合です。

20 就学先を選ぶうえで考えておくことは何ですか？

子どもの教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討し、子どもにとってどの学びの場が最も適切かどうかを考えることが大切です。また、進学、就職等、将来の生活について思い描いておくといいです。

21 特別支援学校や特別支援学級に就学を希望する場合、富山市教育委員会の就学相談を必ず受ける必要がありますか。

富山市教育委員会では「さわやか相談会」を開催しておりますが、必ず受けなければならないということはありません。

22 就学相談をした場合、その判定結果で提示された就学先（通常の学級、特別支援学級、特別支援学校）へ必ず就学しなくてはならないのですか？

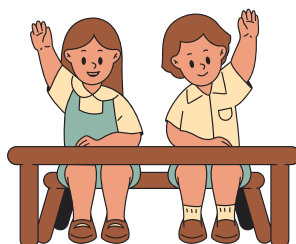
「さわやか相談会」は、就学先を決定する就学相談ではありませんので、判定等は行っておりません。「就学相談」についてP38をご覧ください。

23 特別支援学校に入学したいのですが、希望すれば入れますか。

希望したら入学できるわけではありません。P18に掲載しているように「障害の程度が比較的重い子どもを対象として、障害の種類に応じた専門性の高い教育」を行う学校であるため、障害の状態、教育的ニーズ、保護者や専門家の意見を総合的に勘案し、学びの場としてふさわしいか検討する必要があります。

24 手帳(療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など)を持っていません。特別支援学級や特別支援学校に就学を希望する際に取得しておいた方が良いでしょうか。

全ての方に手帳取得が必要というわけではありません。



25 医療的ケアが必要で、保育園では看護師が配置されています。小学校でも配置できますか。それとも、就学先は限定されてしまいますか。

令和5年度現在、富山市では看護師の配置を行っておりません。「個々の障害の状況、本人の教育的ニーズ等を踏まえた総合的な観点から」就学先を判断する必要があります。令和6年度から訪問看護による医療的ケア実施に向け、準備中です。常時配置ではないため、対応には限りがあります。詳しくは富山市教育委員会へご相談ください。

26 発達不全や病気等を理由に就学猶予・免除は可能ですか。

日本国民や日本の国籍を有する学齢の子の保護者に対して、就学義務が猶予又は免除される場合とは、学校教育法第18条により、病弱、発達不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる場合とされています。

ここでいう「病弱、発達不完全」については、特別支援学校における教育に耐えることができない程度としており、より具体的には、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者を対象としているところです。

引用：文部科学省ホームページ（1.就学義務の猶予又は免除について）より

27 就学時健康診断時に障害や特性がある子をサポートして頂けるスタッフはいいますか。

学校によって教職員の人数は異なります。検査等において配慮が必要な場合については、事前に学校へご相談ください。

28 就学時健康診断時に子どもがパニックに陥った場合など、途中離脱しても構いませんか。その場合、再度別の場所で受診する必要がありますか。

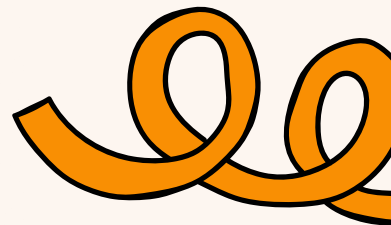
検査当日の状況に応じて対応することになると考えられます。学校とご相談ください。

29 重症心身障害がある子どもの就学時健康診断はどのように対応されていますか。

就学時健康診断にご不安がある場合は就学指定校もしくは富山市教育委員会へご相談ください。



就学を迎える 保護者へのエール



就学先の選択は簡単には決められず悩ましいことだと思います。さまざまな子ども達を見ていると「学校に楽しく」行っている子どもが一番伸びていると感じています。

富山大学教育学部 教授 宮 一志

ご就学おめでとうございます。ここまでに至る間、ご心配ご苦勞も絶えなかったことと思います。就学を迎え、お父さんお母さんの喜びもひとしおなのではないでしょうか。これからいろいろな心配事などがでてくるかもしれませんが、遠慮せずにいつでもご相談ください。

富山県立中央病院 新生児科 部長 二谷 武

児童発達支援の先生として、今年卒業する子ども達に送りたい言葉は、「ここからが本当のスタートだよ」という言葉です。最初は泣いて、暴れて、大きな声を出して、手がかかっていた子ども達も、どんどん自分でできることが増えていき、今は立派に成長したなと感じます。楽しいことも辛いこともたくさんあると思います。でも、あなたならできると先生は信じています。

児童発達支援事業所 ゆう先生



お子さんへの切れ目ない支援のための 「にこにこファイル」

にこにこファイル



富山県
富山県教育委員会



乳幼児期から学校卒業後までにわたって、お子さんに一貫した支援を行うために活用するファイルです。お子さんの支援に関わっている人たちがこのファイルを使って連携を図ることにより、円滑な支援をめざします。



放課後等デイサービス



特性や障害がある子どもがどのように放課後を過ごしているのか気になる保護者の方もいるのではないのでしょうか。通常の学童保育では、他の子ども達とうまく馴染むことが難しいなど、学校以外の居場所や過ごし方に悩むケースがあります。そんなときに利用できる福祉サービスとして「放課後等デイサービス」があります。

「放課後等デイサービス」は、心身に障害のある子ども（小学校1年生～高校3年生まで）が放課後や長期休暇に利用できる福祉サービスです。児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画に基づき、生活能力の向上や社会との交流を図るための支援を行います。「学童保育」と「放課後等デイサービス」を併用利用することも可能です。「学童保育」とは異なり、親が働いていなくても利用することができます。サービスを利用するには「福祉サービス受給者証」が必要となります。取得の流れに関しては、P50を参照ください。既に「児童発達支援」の支給決定を受けている年長児は、就学に際し「放課後等デイサービス」へ切り替えを行うための更新手続きが必要となります。年長の年の12月に放課後等デイサービス切替の更新申請書がご自宅に郵送されますので、期限までに申請しましょう。

スケジュール（平日）

14:30頃



下校時間に合わせて
学校又はバス停へお迎え*

15:00頃



放課後等デイサービス到着

15:30頃



プログラム
(個別課題など)

*送迎を行っていない事業所もあります。詳細は各事業所へお問合せください。

富山市 放課後等デイサービス一覧



各事業所の
写真や内容が
掲載されてい
ます。



富山市放課後等デイサービス一覧
NPO法人 リボンfromとやま

17:00頃から



保護者お迎え
(又は自宅までお送り)

16:30頃



片付け
帰りの準備

保護者'S VOICE

週5日、複数の事業所を利用しています。事業所によって特色があるので、実際に自分の子どもに適していそうかどうかいろいろ見学して比較されるのが良いかと思います。送迎に関しては、地域の小学校や特別支援学校までお迎えする事業所もあれば、特別支援学校のスクールバスの停留所へお迎えする事業所もありました。特別支援学校へ行く場合、スクールバスは行きも帰りも同じ路線を使用することになるので、子どもが実際に利用する路線にある停留所へお迎え可能かを確認したほうが良いです。



【お問合せ・申請窓口】 こども家庭部こども健康課 児童発達支援係 ☎ 076-443-2279
各行政サービスセンター（こども福祉係）

心身に障害のある方が障害福祉サービス（居宅介護（ホームヘルプ）・短期入所（ショートステイ）などの介護給付、児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援、日中一時支援・移動支援などの地域生活支援事業）を利用するには「福祉サービス受給者証」もしくは「地域生活支援サービス受給者証」が必要になります。必要なサービスを受けるための手順を確認してみましょう！

STEP 1 相談・見学

※富山市以外に所在する事業所でもサービスを利用することができます。
※事業所によっては利用可能な障害種別が限定されている場合があります。

市窓口もしくは相談支援事業所にご相談ください。利用したいと考えているサービスの事業所を見学・無料体験（可能な場合）するのもよいでしょう。

※制度の概要や申請手続きは、「富山市ホームページ（右記二次元コード）」で確認できます。



STEP 2 利用申請

※障害者手帳をお持ちでない場合は、療育の必要性が分かる医師の診断書等が必要となります。

市窓口へ必要書類を添えて申請を行います。市の職員がお子さんの心身の状態や生活環境などについて聞き取りも行います。

※新規で申請する場合は、原則、本人（18歳未満の場合は保護者）が市窓口へお越しください。

※ご利用のサービスによって提出する申請書は異なりますので、詳しくは市窓口へお問い合わせください。

STEP 3 サービスの利用計画案の作成・提出

保護者が契約した相談支援事業所がサービスの利用計画案を作成し市窓口へ提出します。
※サービスの利用計画は保護者が作成することも可能です。（セルフプラン）

STEP 4 サービスの支給決定・受給者証の交付

受給者証には、支給決定期間・利用できるサービスの種類・支給量・利用者負担上限月額などが記載されています。

※受給者証の有効期限は、最長1年間となります。また、原則誕生月の末日が有効期限となります。

STEP 5 サービス事業所と契約・利用開始

サービスを利用する事業所と利用に関する契約を結びます。

サービス利用時には受給者証を提示し、利用者負担を支払います。

※3歳児～5歳児（年少から年長）は無償化の対象となるサービスがあります。

※利用者負担額は、児童が属する世帯の市町村民税額により、負担上限月額が定められています。

1. 生活保護受給世帯および市町村民税額非課税世帯：0円
2. 市町村民税所得割額28万円未満の世帯：4,600円
3. 市町村民税所得割額28万円以上の世帯：37,200円

※サービスの利用開始後、相談支援事業所は一定期間ごとに面談（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス利用計画の見直しを行います。

※障害福祉サービスは同じ日に同じ目的のサービスを2か所（以上）利用することができないので注意が必要です。

※1か月のサービス利用日数が支給量を超えないように調整しましょう。

あとがき

富山市小学校就学応援さぽーとぶっくをお読みいただきありがとうございます。本冊子は、難病や障害がある子の保護者向けに作成しました。難病や障害と言っても千差万別です。同じ病名や診断名でも子ども達それぞれの病状や発達の状況などは異なります。「〇〇だから〇〇という選択肢しかない」というわけではないものの、「特別支援学級へ入級できる又は特別支援学校に入学可能な障害の程度や対象となる障害の種別」は示されているため、障害の程度によっては、「選択肢がない」と思ってしまう保護者もいるのではないのでしょうか。かくいう私も知的障害がある息子の就学を考えた時、「特別支援学校以外に選択肢は存在しないし、これが最適な進路に間違いない」と思っていました。しかし、いざ就学判定結果を伝えられた時、1歳の頃から地域の保育園で障害の有無にかかわらず地域の子ども達と共に楽しく過ごしてきた息子の姿が走馬灯のように思い出され、自然と涙があふれて出てしまった自分がいました。障害のある息子が自立して暮らしていくためには、特別支援学校で社会的・職業的自立のために必要な力を養うことがベストな選択なんだと自分自身に暗示をかけていただけで、心の準備が全く追いついていなかったことに気づかされました。小学校1年生から地域から遠く離れた学校に通うこと、地域の子ども達との日々の関わり合いが持てなくなること、それらを息子の意思ではなく、親が決めてしまったことなどいろいろ思い悩んだからこそ気持ちが大きく揺さぶられてしまったのだと思います。就学後、障害がある息子が障害がない子ども達との関わり合いを今後も継続的に持ち続けることは難しくなるでしょう。その状況下において、障害がない子ども達と関わる機会をどのように息子に与えてやるのか、そして障害がない子ども達に障害がある息子との関わり合い方をどのように知ってもらえばよいのかを今後模索していきたいと思っています。就学先が決定した今、息子が笑顔でのびのびと楽しい学校生活を送れると信じ、4月の入学式を楽しみに過ごしていきたいと思っています。

最後に、今回ご協力いただきました障害や難病がある子どもの保護者並びに各関係機関の皆さまに心より感謝申し上げます。

インクルーシブ子育て応援 Kanon. 編集担当

THANK YOU
SO MUCH

取材協力

富山県立高志支援学校 さま
富山県立富山総合支援学校 さま
富山県立しらとり支援学校 さま
ヴィストカレッジ富山環水公園前 さま

作製協力

富山市 教育委員会 さま
富山市 こども家庭部 こども健康課 さま

イラスト協力 (表紙・裏表紙)

久枝 美帆 さん

体験談協力：

いつき母 さん
noritake さん
岩田 望 さん
みんちゃん さん
mame さん
あゆみ さん
ちはる さん
ゆうきのママ さん
たんぽぽ さん

アンケートにご協力いただいた保護者の方々





インクルーシブ子育て応援

KANON.



子どもに医療的ケアや障害があるけれど、情報交換やお喋りする場が欲しい、イベントに参加したい、友達が欲しい。そんなママたちのために富山市内でイベントを開催しています。イベントや交流会の情報はインスタグラムにて随時Upしています。

令和4年度富山市公募提案型協働事業
NICU/GCUを経験した子のパパ・ママ
難病や障害がある子のパパ＆ママ向け冊子
「しあわせのかたち」はこちら⇒⇒⇒

